

特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅重度心身障害者手当のご案内

重度の障害を有し、日常生活において介護等を要する状態にある方に対して、負担の軽減を図るために支給される手当があります。各種手当の支給には申請が必要で、詳しくは福祉課へお問い合わせください。

▼申請・問い合わせ／福祉課 ☎581・2121内線122

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

▼対象／20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方

※特定の施設に入所中の方、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している方は支給の対象外となります。

▼手当額／月額3万450円
(令和8年度)

障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

▼対象／20歳未満で、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部の方、療育手帳④相当の方、ならびに精神障害・血液疾患等で右記と同程度の障害を有する方

※特定の施設に入所中の方、障害を支給事由とする年金を受給している方は支給の対象外となります。

▼手当額／月額1万6560円
(令和8年度)

在宅重度心身障害者手当

在宅重度心身障害者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とした手当です。

▼対象(※1)

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
- ②療育手帳④またはAの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④超重症心身障害児
- ⑤特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の方

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得された方は対象外となります。

▼手当額／月額5000円

(9月と3月に6カ月分ずつ支給)

※住民税非課税が受給条件となります。

※特別障害者手当等を受給した場合や特定の施設(※2)に入所等した場合は支給停止となります。

▼その他

○特別障害者手当等の資格を喪失された場合や特定の施設(※2)を退所等されると、在宅重度心身障害者手当を受給できる場合があります。65歳未満で未申請の方は、福祉課へご連絡ください。

○在宅重度心身障害者手当が支給停止中の方で、特別障害者手当等の資格を喪失された場合や特定の施設(※2)を退所等されると支給停止が解除できますので、該当する場合は福祉課へご連絡ください。

(※1)在宅重度心身障害者手当を既に申請されていた方で、平成22年1月1日より前に、特別障害者手当等の受給が開始となった方や特定の施設に入所等した方は、在宅重度心身障害者手当が喪失扱いとなっていますので、福祉課で再申請の手続きが必要となります。

(※2)特定の施設に関しては、福祉課へお問い合わせください。



保育所(園)新規利用希望者申込受付を行います

町では、来年4月から新たに保育所(園)の利用を希望される方の申込受付を行います。なお、現在利用している児童については、保育所(園)を通じて継続入所に係る必要書類を提出してください。

▼入所年齢

保育所(園) 0歳～5歳
(寄居のこキッズ保育園、小規模保育園いずれも0歳～2歳)

▼保育料

令和8年度より、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、保育料無償化事業を実施しています。

▼給食費

町立保育所 3歳～5歳児クラス 月額5200円

私立保育園 3歳～5歳児クラス 各保育園で設定した金額

※0歳～2歳児クラスについては、保育料に給食費が含まれています。

▼町独自の負担軽減措置

第3子以後の給食費のうち副食費について、町独自の軽減措置を実施しています。利用については申請が必要です。詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

受付期間 **11月2日(月)～13日(金)**
※土・日曜日、祝日を除く

入所要件 以下の理由でお子さんの保育を必要とする場合

- ①仕事 ②妊娠・出産
③保護者の病気やけが、障害
④同居している親族の介護
⑤求職活動など

詳しくは、子育て支援課で配布する「寄居町保育施設のご案内」、または町公式ホームページをご確認ください。



町公式ホームページ

▼申込方法

子育て支援課で配布している申込用紙等に必要な事項を記入し、同課へ提出してください。申し込みの際、就労証明書等の提出も必要です。不備がある場合は受け付けできませんので、時間に余裕を持ってご準備ください。

▼その他

町外の保育所(園)の利用を希望される方は、該当市町村へ申込期限および必要書類の確認をお願いします。なお、申込受付は寄居町の子育て支援課で行います。

☎子育て支援課

☎581・2121内線201・202

入学前に支給します！「新入学準備費」のお知らせ

町では、来年4月に町立の小・中学校に入学するお子さんがいるご家庭で、経済的な支援を必要とする保護者に対し、新入学準備費用の一部を援助します。

▼対象

①『児童扶養手当法』による「児童扶養手当」を受給されている世帯(児童手当ではありませんのでご注意ください)

②令和8年度、またはその前年度において町民税が非課税の世帯

③保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯

※このほかにも援助を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

▼申し込み／12月24日(木)までに、教育総務課または各小学校に申請用紙等を提出してください。申請用紙は、各提出先で配布しています。

▼その他／新入学準備費の支給を受けた方は、令和9年度就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費等」は支給されません。

※令和9年度就学援助を希望する場合は、別途申請が必要となります。

☎教育総務課

☎581・2121内線512

年金についての情報をお届け！

年金特報

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

日本年金機構から郵送される、令和8年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発送予定は次のとおりです。

令和8年1月～9月の間に納付した方

↓10月～11月

10月～12月の間に今年初めて納付する方

↓2月

※ねんきんネットの電子送付をご利用の方は、右記予定よりも早い受け取りが可能です。

※控除証明書や保険料の領収証書は、年末調整または確定申告で利用することにより、所得税等の税額を減らすことができます。控除証明書の発行は役場では行っていないので、紛失等の場合は「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

☎ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004

※問い合わせの際は、基礎年金番号が分かる書類をご用意ください。



日本年金機構ホームページ

国民年金保険料の育児免除制度が始まります

令和8年10月から、子を養育する国民年金第1号被保険者の方(自営業やフリーランス、学生、無職の方等)について、育児期間中の国民年金保険料を免除する制度が始まります。所得による制限はなく、育児免除が承認された期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。そのため将来の年金額が減額されることはありません。

また、育児免除期間中は付加保険料の納付が可能です。

▼対象

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者(実父母・養父母)が対象です。ただし、子と親子関係が継続していること、子と同一住所であることの要件を両方満たす必要があります。

▼対象期間

○実母の場合 ↓産前産後免除期間に引き続く9カ月間で、産前産後免除と合わせて最大13カ月

○実父または養父母の場合 ↓子を養育することとなった日から、子が1歳になるまでの最大12カ月

○制度開始前から子を養育している方 ↓

令和8年10月1日時点で子が1歳未満であれば、令和8年10月1日以降、子が1歳になるまでの期間について育児免除の対象制度および手続きの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構ホームページ

☎熊谷年金事務所

☎048・522・5012

町民課 ☎581・2121内線111
※問い合わせの際は、基礎年金番号が分かる書類をご用意ください。